

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-1
提出年月日	令和5年3月23日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第35条 通信連絡設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	全般	緊急時対策所における具体的な設置、保管、通信又は操作がいずれの棟が該当するのを示す場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と、その棟を区別して記載しました。 (旧)「緊急時対策所」 (新)「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」又は「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」	左記に加えて、比較表には柏崎6/7号炉の記載を参考掲載し、記載方針の相違の理由を付記しました。
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	全般	設備名称の変更に伴い、以下の記載を修正しました。 (旧) 緊急時対策所情報収集設備 (新) 安全パラメータ表示システム (SPDS)	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	全般	以下の相違理由の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 女川審査実績を反映 (新) 女川審査実績の反映	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-取りまとめた資料-1	1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した事項 b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの  以下3件を追加しました。 ・電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型) を中央制御室及び緊急時対策所指揮所に設置することに変更しました。 ・無線連絡設備のうち無線連絡設備 (携帯型) の保管場所を屋外 (車両内) 及び緊急時対策所待機所内から、中央制御室及び緊急時対策所待機所内に変更しました。	比較表のみ
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-取りまとめた資料-2~3	2-1) 設備名称・用語等の相違  以下の理由により修正しました。 ・No.2 「保安電話 (FAX)」の新規設置を反映 ・No.6 「無線連絡設備 (固定型)」の新規設置の反映 ・No.7 「携帯電話」の備考追記 ・No.23 「緊急時対策所」に関連する用語の追記	比較表のみ

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-取りまとめた資料-4~6	2-2) 設備または設計方針の相違  以下の理由により修正しました。 ・2-2) のタイトルについて、「または」を「又は」に見直し ・項目①「保安電話 (FAX)」の新規設置を反映 ・項目④「無線連絡設備 (固定型)」の新規設置の反映 ・項目⑦「無線連絡設備 (携帯型)」の保管場所変更の反映 ・項目⑨ 26条, 59条との整合のため、「中央制御室付近」を「原子炉補助建屋」に見直し ・全般, 相違理由欄に参考プラントを追記	比較表のみ
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-取りまとめた資料-7	2-2) 設備または設計方針の相違  緊急時対策所の構成の相違を明確にするため、「項目⑩緊急時対策所の構成の相違」を追記しました。	比較表のみ
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-取りまとめた資料-8	2-3) 記載方針の相違  緊急時対策所, 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の書き分けの明確化のため, 「①泊発電所3号炉が緊急時対策所と記載する場合」, 「②泊発電所3号炉が緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所と記載する場合」を追記しました。	比較表のみ
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-5	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機 <del>の</del> 保有台数と考え方 (新) 参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	<目次>	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-9	例示する建屋を見直し, 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, (新) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作,	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-3	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-11	例示する建屋を見直し, 以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, (新) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作,	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-4	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-16	携帯電話を「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用しないこととしたことにより, 以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 携帯電話 <u>(「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)</u> 一式 (新) 携帯電話 一式	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-5	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-17	「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧) なし (新) 無線連絡設備(固定型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) 一式	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-5	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-17	以下の誤記を削除しました。(下線部参照) (旧) 衛星電話設備(固定型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用) (新) 衛星電話設備(固定型) (「又(3)(vi) 緊急時対策所」と兼用)	比較表のみ
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-20	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 携行型通話装置, 無線連絡設備, 衛星電話設備(固定型), 衛星電話設備(FAX), 衛星電話設備(携帯型), 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備, … (新) 携行型通話装置, 無線連絡設備, 衛星電話設備, 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備, …	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-5	同上	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-21	例示する建屋を見直し、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, (新) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作,	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-6	同上	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-24	例示する建屋を見直し、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, (新) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作,	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-7	同上	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-26	例示する建屋を見直し、以下の記載を修正しました(下線部参照) (旧) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, タービン建屋等の建屋内外各所の者への必要な操作, (新) 中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋, <u>原子炉補助建屋</u> 等の建屋内外各所の者への必要な操作,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-8	同上	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-26	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。 (新)無線連絡設備,衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-8	同上	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-31	表10.12-1表 通信連絡設備の一覧表  以下の理由により,修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・データ表示端末の電源記載の明確化	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-11	同上	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-35	第2.1-1図 通信連絡設備の概要  以下の理由により,修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・連絡の流れの適正化 ・記載の統一のため,自治体を地方公共団体に修正 ・適正化のため現場(屋外)に「運転指令設備」を追加	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-12	同上	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-36	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備及び衛星電話設備の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。 (新)無線連絡設備,衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)の多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-13	同上	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-36	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから,以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)設計基準対象施設である衛星電話設備,無線連絡設備及び携行型通話装置は,重大事故等時においても使用し, (新)設計基準対象施設である衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型),衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型),無線連絡設備及び携行型通話装置は,重大事故等時においても使用し,	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-13	同上	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-36	以下の不要な記載を削除しました。(下線部参照) (旧)「総合管理事務所及び管理事務所に設置する」 (新)「管理事務所に設置する」	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-13	同上	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-37	衛星電話設備のうち衛星電話設備(FAX)は発電所内の通信連絡に使用しないことから、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)発電所建屋外は無線連絡設備又は衛星電話設備、発電所建屋内は携行型通話装置により、 (新)発電所建屋外は無線連絡設備、衛星電話設備のうち衛星電話設備(固定型)又は衛星電話設備のうち衛星電話設備(携帯型)、発電所建屋内は携行型通話装置により、	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-13	同上	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-38	第2.2-1表 通信連絡設備(発電所内)の多様性  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・明確化のため、運転指令設備欄の通信連絡の場所に緊急時対策所から現場(屋外)へ連絡する記載を追記	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-14	同上	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-38	第2.2-1図 通信連絡設備(発電所内)の概要  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・適正化のため、運転指令設備、電力保安通信設備の建屋間の接続を記載 ・緊急時対策所⇄緊急時対策所待機所間の通信方法に無線を追加	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-15	同上	
48	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-41	「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置することにより、以下の記載を見直しました。(下線部参照) (旧)専用の電力保安通信用回線(有線系及び無線系)に接続している保安電話(固定)、保安電話(携帯)、通信事業者回線(衛星系)に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線(有線系)に接続している専用電話 (新)専用の電力保安通信用回線(有線系及び無線系)に接続している保安電話(固定)、保安電話(携帯)、保安電話(FAX)、通信事業者回線(衛星系)に接続している衛星保安電話及び通信事業者が提供する専用通信回線(有線系)に接続している専用電話	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
49	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-16	同上	
50	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-42	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) 誤: 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)を用いたIP電話、IP-FAX、 <u>テレビ会議システム</u> 正: 通信事業者が提供する特定顧客専用の統合原子力防災ネットワーク(有線系及び衛星系)を用いたIP電話、IP-FAX及び <u>テレビ会議システム</u>	
51	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-17	同上	
52	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-43	第2.3-1図 通信連絡設備(発電所外[社内関係箇所])の概要 以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・衛星電話設備(固定型)の記載位置の適正化	
53	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-17	同上	
54	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-45	第2.3-2図 通信連絡設備(発電所外[社外関係箇所])の概要(その1) 以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・誤記修正(加入電話機⇒専用電話設備(固定型)) ・誤記修正(加入FAX⇒専用電話設備(FAX))	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
55	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-18	同上	
56	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-46	第2.3-3図 通信連絡設備(発電所外[社外関係箇所])の概要(その2) 機器の接続及び通信の流れを明確にするため、記載を見直しました	
57	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-18	同上	
58	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-48	第2.4-1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)の概要 誤記を修正しました。(点線→実線)	
59	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-19	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-49	第2.5-1表 多様性を確保した専用通信回線  以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置 ・適正化のため、衛星電話設備の名称を修正	
61	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-20	同上	
62	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-50	第2.5-1図 多様性を確保した通信回線の概要  以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」の新規設置 ・判読性向上のため、凡例及び機器の記載を見直し	
63	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-21	同上	
64	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-51	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)さらに、中央制御室における衛星電話設備(固定型)は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。 (新)さらに、中央制御室における通信連絡設備は、代替電源設備として常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車から受電可能な設計とする。	
65	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-22	同上	
66	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-51	第2.6-1図 中央制御室における通信連絡設備の電源構成  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置	
67	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-22	同上	
68	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-53	第2.6-2図 緊急時対策所における通信連絡設備の電源構成  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」を新規設置 ・電源振替先の矢印表記の適正化	
69	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-23	同上	
70	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-54	第2.6-3図 原子炉補助建屋における通信連絡設備の電源構成 電源の分類を明確化するため、修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
71	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-24	同上	
72	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-55	第2.6-1表 通信連絡設備(発電所内)の電源設備  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
73	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-25	同上	
74	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-56	第2.6-2表 通信連絡設備(発電所外)の電源設備  以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」の新規設置 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
75	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-26	同上	
76	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-57	第2.6-3表 データ伝送設備(発電所内)の電源設備  以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
77	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-27	同上	
78	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-57	第2.6-4表 データ伝送設備(発電所外)の電源設備  以下の理由により、修正しました。 ・電源関連の記載適正化 ・誤記訂正(重大事故対処設備→重大事故等対処設備)	
79	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-27	同上	
80	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-59	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)第2.7-1図 緊急時対策所の通信連絡設備に係る耐震性の概要 (新)第2.7-1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震性の概要	
81	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-28	同上	
82	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-59	第2.7-1図 データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外)に係る耐震性の概要  誤記を修正しました。(点線→実線)。	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
83	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-28	同上	
84	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-60	以下の脱字を「大飯発電所3/4号炉」に追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) 参考1. 通信連絡設備の一覧 発電所内外の必要な箇所と通信連絡するための設備について、設置場所、台数等を表1~7に記載する。	比較表のみ
85	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-60	参考第1-1表 通信連絡設備の一覧(通信連絡設備(発電所内)) 通信連絡設備(発電所内)  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・携行型通話装置の保管場所名称の適正化 ・無線連絡設備(携帯型)の台数の適正化 ・適正化のため、注記記載を追記 ・誤記訂正(3号機→3号炉)	
86	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-2	同上	
87	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-62	参考第1-2表 通信連絡設備の一覧(通信連絡設備(発電所外)) 通信連絡設備(発電所外)(1/2)  以下の理由により、修正しました。 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置 ・適正化のため、注記記載を追記 ・誤記訂正(3号機→3号炉)。	
88	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-3	同上	
89	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-63	参考第1-2表 通信連絡設備の一覧(通信連絡設備(発電所外)) 通信連絡設備(発電所外)(2/2)  以下の理由により、修正しました。 ・参考第1-2表(1/2)の設備追加により、表の構成を見直し ・適正化のため、注記記載を追記	
90	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-4	同上	
91	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-64	参考第1-3表 通信連絡設備の一覧(データ伝送設備(発電所内)及びデータ伝送設備(発電所外))  適正化のため、注記記載を追記しました。	
92	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-68	参考第2-1図 「退避の指示」における通信連絡の指揮系統図  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」を新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	
94	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-5	同上	
95	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-69	参考第2-2図 「操作、作業の指示」における通信連絡の指揮系統図(1/2)  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化	
96	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-5	同上	
97	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-70	参考第2-3図 「操作、作業の連絡」における通信連絡の指揮系統図(1/2)  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置に伴い、「無線連絡設備(携帯型)」の追加 ・重大事故等時の使用に関する記載を充実化 ・適正化のため、災害対策要員→発電所災害対策要員に修正	
98	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-6	同上	
99	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-71	参考第2-4図 「通報、連絡等」における通信連絡の指揮系統図(1/2)  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備(固定型)」の新規設置 ・衛星連絡設備を用いる場合の記載の充実化 ・適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加 ・適正化のため「発電所構内設置台数(上記台数を除く)」を追加	
100	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-6	同上	
101	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-72	参考第2-5図 「通報、連絡等」における指揮系統図(2/2)  適正化のため指揮命令系統に中央制御室を追加し、図の記載を見直しました。	
102	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-7	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 参考第2-5図 「通報, 連絡等」における指揮系統図 (2/2) (新) 参考第2-5図 「通報, 連絡等」における通信連絡の指揮系統図 (2/2)	
104	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-74	参考第3-1図 携行型通話装置を用いた通信連絡の概要  通信連絡を行う場所の記載を充実化しました。	
105	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-8		
106	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-75	参考第3-2表 各事故シーケンスグループ等で使用する携行型通話装置の台数  事故シーケンス名称の適正化及び携行型通話装置の保管場所名称を26条, 59条との整合により修正しました。	
107	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-9	同上	
108	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-76	比較のため再掲していた女川「参考第3.1-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備等の台数」を削除しました。	比較表のみ
109	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-76	参考第3-3表 各事故シーケンスグループ等で使用する衛星電話設備(携帯型)の台数  以下の理由により, 修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・衛星電話設備(携帯型)の保管場所の名称を26条, 59条と整合 ・適正化のため, 衛星電話設備(固定型)の必要台数を新規に記載	
110	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-10	同上	
111	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-77	参考第3-4表 各事故シーケンスグループ等で使用する無線連絡設備(固定型), 無線通話設備(携帯型)の台数  以下の理由により, 修正しました。 ・事故シーケンスグループの名称の適正化 ・無線連絡設備(固定型)の必要台数を新規に記載	
112	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-11	同上	
113	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-80	参考第5-1図 緊急時対策所におけるSPDSパラメータ表示の概要  レイアウトの適正化のため修正しました。	
114	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-13	同上	
115	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-83	参考第6-1図 データ収集計算機のデータ伝送概要 有線系にもかかわらず点線で記載されていた箇所を実線に修正。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
116	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-15	同上	
117	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-90	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)通常、弁の開閉やポンプの動作などの系統状態は、中央制御室のプラント計算機などで監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態などを把握することができる。 (新)通常、弁の開閉やポンプの動作等の系統状態は、中央制御室の主盤やプラント計算機等で監視している。データ収集計算機はプラント計算機と通信回線により接続されているため、中央制御室外でも弁の開閉状態やポンプの起動状態等を把握することができる。	
118	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-21	同上	
119	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-90	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)更に、必要に応じて現場確認等を行うことで、 (新)さらに、必要に応じて現場確認等を行うことで、	
120	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-21	同上	
121	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-22	以下の同じ文章を繰り返し記載している箇所について、記載を削除しました。(下線部参照) (旧)データ収集計算機に保存されたデータについては・・・設計とする。 データ収集計算機に保存されたデータについては・・・設計とする。 (新)データ収集計算機に保存されたデータについては・・・設計とする。	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
122	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-91	参考第7-1図 過去のプラントパラメータ閲覧の概要 誤記を修正しました。(点線→実線)	
123	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-24	同上	
124	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-93	参考第8-1表 緊急時対策所の通信連絡設備(発電所内)、通信連絡設備(発電所外)に係る耐震措置 「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」を新規設置することにより、修正しました。	
125	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-24	同上	
126	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-94	参考第8-2表 データ表示及びERSS伝送機能に係る耐震措置 34条に記載の表に合わせ条文間で記載の統一を行いました。	
127	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-25	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
128	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-96	以下の不要な記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 比較のため34条より転載 (新) なし	比較表のみ
129	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-26	以下の記載を追記しました。(下線部参照) (旧) なし (新) 緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所それぞれに電源供給するために必要な容量を有するものを、緊急時対策所指揮所、緊急時対策所待機所に1台、故障による機能喪失の防止と燃料無給油時間の余裕確保のため2台を1セットとして合計4台を配備する設計とする。	まとめ資料のみ
130	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-98	参考第9-1図 緊急時対策所の無停電電源の継続時間  以下の理由により、修正しました。 ・「充電池」を「充電式電池」に修正 ・無停電電源装置等の耐用時間を修正	
131	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-27	同上	
132	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-100	参考第9-1表 緊急時対策所の通信連絡設備に必要な負荷  緊急時対策所用発電機から給電出来る事を説明するため、必要となる負荷を明確化しました。	
133	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-28	同上	
134	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-28	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 参考第9-2表 非常用電源電源設備及び代替交流電源設備の仕様 (新) 参考第9-2表 非常用電源設備及び代替交流電源設備の仕様	
135	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-103	参考第10-1表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (1/3)  「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」及び「電力保安通信用電話設備のうち保安電話(FAX)」を新規設置することにより、修正しました。	
136	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-29	同上	
137	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-104	参考第10-2表 通信連絡設備用無停電電源の蓄電池耐量時間 (2/3)  参考第10-1表の設備追加により、表の構成を見直しました。	
138	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-30	同上	
139	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-106	参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 (1/4)  以下の理由により、修正しました。 ・無線連絡設備(固定型)及び保安電話(FAX)の新規設置 ・無線連絡設備(携帯型)保管場所変更 ・適正化のため、携行型通話装置ジャック箱の記載追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
140	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-33	同上	
141	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-107	参考第12-4図 主要な通信連絡設備の配置図(緊急時対策所)  「無線連絡設備のうち無線連絡設備(固定型)」の新規設置, 無線連絡設備(携帯型)の保管場所の明確化を反映しました。	
142	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-34	同上	
143	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-33 35条-参考-34	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図(1/4) 参考第12-2図 主要な通信連絡設備の配置図(2/4) 参考第12-3図 主要な通信連絡設備の配置図(3/4) 参考第12-4図 主要な通信連絡設備の配置図(4/4) (新) 参考第12-1図 主要な通信連絡設備の配置図 参考第12-2図 主要な通信連絡設備の配置図 参考第12-3図 主要な通信連絡設備の配置図 参考第12-4図 主要な通信連絡設備の配置図	まとめ資料のみ
144	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-109	参考第14-1図 中央制御室における外部状況把握のイメージ  以下の理由により, 修正しました。 ・監視カメラの追加(DB26条関連) ・判読性向上による, 記載の見直し	
145	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-36	同上	
146	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-111	参考第15-2図 データ伝送設備(発電所内)の設備分類概要図  誤記を修正しました。(点線→実線)	
147	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-38	同上	
148	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-112	参考第15-3図 データ伝送設備(発電所外)の設備分類概要図  誤記を修正しました。(点線→実線)	
149	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-38	同上	
150	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r.6.0)	35-113	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 緊急安全対策要員 (新) 発電所災害対策要員	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
151	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r.6.0)	35条-参考-39	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
152	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等)   比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-113	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備(携帯型)は、業務用無線機として免許申請したもの及び特定小電力トランシーバを用い、出力1W又は10mW以下、周波数400MHz帯の無線機を使用する。 (新)無線連絡設備(携帯型)は、デジタル簡易無線局として登録申請した出力5W(1Wへの切替可能) / 周波数350MHz帯の無線機、業務用無線機として免許申請した出力1W / 周波数400MHz帯の無線機及び特定小電力トランシーバとして免許・登録が不要な出力10mW以下・周波数400MHz帯の無線機を使用する。	
153	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-39	同上	
154	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等)   比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-113	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km(メーカーカタログ値)であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分けることができる。 (新)通話可能範囲は、使用する環境によって異なるが、見通しのよい場所であれば、デジタル簡易無線局は約1~4km、業務用無線機は約3km、特定小電力トランシーバは約2km(メーカーカタログ値)であり、発電所内の屋外における通信連絡が可能である。また、通話チャンネルは、デジタル簡易無線局は30チャンネル、業務用無線機は1チャンネル、特定小電力トランシーバは20チャンネルあり、用途に応じて使い分ける事ができる。	
155	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-39	同上	
156	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等)   比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-113	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)無線連絡設備(携帯型)の電源は、付属の充電式電池のほかに乾電池を使用することができ、乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。 (新)無線連絡設備(携帯型)の電源は、付属の充電式電池又は乾電池を使用することができ、乾電池を使用するものについては乾電池を交換することで7日間以上の通話が可能である。	
157	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-39	同上	
158	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等)   比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-114	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)参考17 可搬型重大事故対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方 (新)参考17 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方。	令和5年2月14日ヒアリング資料7と同じ
159	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について   (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-40	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
160	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-114	参考第17-1表 可搬型重大事故等対処設備としている通信連絡設備の予備機保有台数と考え方  以下の理由により、修正しました。 ・用途の明確化に伴う修正 ・記載の適正化	
161	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-参考-40	同上	
162	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等)  比較表 第35条 通信連絡設備 (DB35-9 r. 6. 0)	35-119	別添第1表 通信連絡設備 (設計基準) における点検項目並びに点検頻度  以下の理由により、修正しました。 ・「無線連絡設備のうち無線連絡設備 (固定型)」の新規設置を反映 ・「電力保安通信用電話設備のうち保安電話 (FAX)」の新規設置を反映 ・点検内容の適正化	
163	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (設計基準対象施設等) 第35条 通信連絡設備 (DB35 r. 6. 0)	35条-別添1-4	同上	